

## 許可更新申請（薬局）

薬局開設の許可は、6年ごとに更新が必要です。

申請書	様式第五（医薬品医療機器等法施行規則第六条関係）
提出時期・部数	事前、1部
手数料	11,300円
添付書類	
①更新前の許可証	※許可証を紛失している場合は、同時に再交付申請を行ってください。
②薬局の独立性に関する申告書	医療機関等からの独立性に関する申告を行ってください。
③添付書類（薬局開設許可更新申請用）  平成26年6月12日以降最初の更新申請時に届出が必要（平成32年7月1日まで）	次の事項を記載してください。 1. 販売・授与する医薬品の区分 2. 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 3. 特定販売を行っている場合 ①特定販売を行う医薬品の区分 ②主たるホームページの構成の概要（インターネットを利用して広告をする場合）
変更内容欄の記載事項  <u>※別途変更届の提出も必要です。</u>	次の事項のうち、 <u>変更のあった日から30日以内</u> にこの更新申請書を提出する場合は、変更があった事項について記載してください。 ① 薬局開設者（法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）の氏名又は住所 ② 薬局管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 ③ 薬局管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数 ④ 薬局の構造設備の主要部分 ⑤ 当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類 ⑥ 取り扱う放射線医薬品の種類 ⑦ 通常の営業日及び営業時間 ⑧ 販売・授与する医薬品の区分  次の事項のうち、更新申請書を提出する際に <u>変更の予定</u> がある場合は、変更内容欄に記載してください。 ① 薬局の名称 ② 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 ③ 薬剤師不在時間の有無 ④ 特定販売の実施の有無 ⑤ 特定販売を行う際に使用する通信手段 ⑥ 特定販売を行う医薬品の区分 ⑦ 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間 ⑧ 特定販売の広告に正式名称と異なる名称を表示する時はその名称 ⑨ 主たるホームページアドレス ⑩ 適切な監督を行うために必要な設備

申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載し、法人印を押印してください。</li> <li>・許可年月日は、更新前の許可証の有効期間の初日を記載してください。</li> <li>・許可番号は、許可証の番号を記載してください。</li> </ul>
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <p>医薬品医療機器等法第4条第4項（開設の許可）</p> <p>    "          第5条（許可基準）</p> <p>    "          第11条（政令への委任）</p> <p>医薬品医療機器等法施行令第1条の4（許可証の交付）</p> <p>    "          第2条の2（省令への委任）</p> <p>医薬品医療機器等法施行規則第6条（許可の更新の申請）</p>	